

～ 特例貸付 総合支援資金（生活支援費） ～
郵送での申込みを希望される方へ

- 1 はじめに、お電話で川越市社会福祉協議会にご相談ください。
(TEL 049-225-5703)

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯。

1) 失業者

新型コロナウイルス感染症の影響で失業している者がいる世帯

2) 収入の減少者

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に収入の減少になっている者がいる世帯

相談にあたっては、以下のことについてお聞かせください。

① コロナウイルスの影響で収入の減少や失業になっている状況について

- ・いつから収入の減少や失業等に至ったのか
- ・新型コロナウイルス感染症の影響がどのようにあったか

② 貸付金額

世帯の構成人数によって貸付金の上限金額が異なります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の収支状況や現在の収入を考慮して、必要な金額を検討してください。貸付期間は、原則3月以内です。

(二人以上) 月20万円以内

(単身) 月15万円以内

- 2 川越市社会福祉協議会のホームページから、様式をダウンロードしてください。

- ① 借入申込書
- ② 借用書
- ③ 重要事項説明書
- ④ 生活状況確認票
- ⑤ 収入の減少状況に関する申立書

※「収入の減少状況に関する申立書」は、収入状況が明らかになる書類（減収前後の給与明細（写）、減収前後の預金通帳（写）等）が用意できない場合に提出してください。

- ⑥ 申請手続きチェックリスト

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、以下に示す必要書類を添付のうえ、川越市社会福祉協議会に郵送してください。

【必要書類】

- ① 総合支援資金特例貸付借入申込書
- ② 総合支援資金特例貸付借用書
- ③ 総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書
- ④ 生活状況確認票
- ⑤ 世帯全員が記載された住民票（本籍・続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをお願いします）
- ⑥ **運転免許証（写）**（裏書がある場合は、裏面の写しも必要）もしくは**顔写真付き証明書（写）**、上記がなければ**健康保険証（写）**
※ 外国人の方は、在留カード（オモテとウラ面の写し）をお願いします。
- ⑦ **失業や収入状況が明らかになる書類**
例：離職票、廃業届、減収前後の給与明細、減収前後の通帳等
※1 収入状況が明らかになる書類については、原則として、世帯全員の収入状況が明らかになる書類が必要になります。
※2 収入状況が明らかになる書類が用意できない場合には、「収入の減少状況に関する申立書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付してください。
- ⑧ 貸付金を振り込む申込者名義の**預金通帳かキャッシュカードの（写し）**
※ 外国人の方は、通帳の表紙ウラ面の写しをお願いします。

※緊急小口資金の貸付が決定している方で、総合支援資金を申し込む場合

本会からご自宅に送付した、「生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）」の写しを提出していただければ、上記必要書類のうち⑤から⑧の書類は省略できます。ただし、住所や送金希望口座等の変更がある場合は、再度提出が必要となります。

4 申し込みの際の留意事項

- ① 川越市社会福祉協議会では、これらの書類が到着した後、提出書類に不備がないかを確認し、埼玉県社会福祉協議会へ送付しています。申請書等を記入する際は、次の点にご注意ください。
 - ・ 文字が消えるボールペンは使用しないでください。
 - ・ 印鑑（認印）は、シャチハタを使用しないでください。
 - ・ 修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いた箇所に正しい表記を記入してください。修正テープ、修正液を使用しないでください。
 - ・ 投函する前に、もう一度記入漏れがないか確認をお願いします。※ 書類に不備がある場合、修正をお願いしますので、貸付申請が遅くなります。ご注意ください。

また、貸付を受ける理由について、新型コロナウイルス感染症に起因する理由かどうか不明瞭な場合は、電話で聞き取る場合があります。

新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできません。

- ② 埼玉県社会福祉協議会に書類が到着した後、審査が行われ、貸付の適否を決定しますので、申し込みから貸付金の送金までに3週間程度かかります。
- ③ 本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ④ 償還（返済）期間は最長10年間ですが、申込者の年齢等により10年間とすることができない場合がありますので、記入の際には川越市社会福祉協議会にご相談ください。
- ⑤ 生活保護受給世帯や、従前から就業していない等収入の減少がない場合には、貸付の対象となりません。
- ⑥ 今回の特例措置では、償還時以降も継続して所得の減少が続く世帯については、償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、あらためてお知らせいたします。

5 賃貸住宅にお住まいの方で、「住居確保給付金」（家賃補助）を利用できる方については、原則として住居確保給付金を利用してください。

【住居確保給付金の相談先】 ※川越市社会福祉協議会とは、別の相談機関です。

「川越市自立相談支援センター」

〒350-0053 川越市郭町1-2-2 オークH2ビル1F

TEL：049-227-9283

営業時間：平日8：30～17：15

（必ず、お電話のうえご相談してください。）

令和2年 5月 14日

社会福祉法人 川越市社会福祉協議会

郵送の際はこちらの宛先を切ってお貼りください

【郵送先】

〒350-0036

川越市小仙波町2-50-2

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

生活福祉資金担当 宛

【差出人】 住所

氏名